

別表第七十六 証明規則第2条第1項第57号に掲げる無線設備の試験方法

一 一般事項

1 試験場所の環境

- (1) 技術基準適合証明における特性試験の場合
室内の温湿度は、J I S Z 8703による常温及び常湿の範囲内とする。
- (2) その他の場合
(1)に加えて周波数の偏差については、二の項の試験を行う。

2 電源電圧

- (1) 技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
- (2) その他の場合
外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次の場合を除く。
ア 外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。
イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3 試験周波数と試験項目

- (1) 試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の3波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が3波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。
- (2) 複数波を同時中継する場合、六の項の試験は(1)に加えて、上限、中間及び下限の周波数について連続する10チャンネルのうち中心周波数に隣接するチャンネルを除く9波を同時送信できる状態にして測定する。
- (3) (2)において、同時中継する周波数が8波以下の場合は、最大のチャンネル数に1を加えた数の連続するチャンネルのうち、中心周波数又は中心周波数に隣接するチャンネルを除く最大中継数のチャンネルを同時送信できる状態にして測定する。
- (4) (2)において、同時中継するチャンネル周波数が固定されている試験機器の場合は、同時送信する全てのチャンネルを送信状態にして測定する。
- (5) 三の項の試験は、(1)にかかわらず、三の項で指定する試験周波数で測定する。

4 試験信号入力レベル

- (1) 試験信号入力レベル（以下この表において「規定の入力レベル」とする。）は、工事設計書に記載される出力レベルの最大値と工事設計書に記載される利得の差に5 dBを加えた値とする。ただし、過入力に対し送信を停止する機能を有する場合は、入力レベルは送信を停止する直前の値とする。
- (2) 試験機器が利得可変機能を有する場合、試験信号入力レベルは(1)のほかに、最低利得状態と最大利得状態の両方の試験信号入力レベルで行う。この場合において個別試験項目における「規定の入力レベル」は、(1)に加えこの2つの試験信号レベルをいう。
- (3) 個別試験項目で、入力レベル等を指定している場合は、個別試験項目の指定による。

5 試験条件

- (1) 試験機器
ア 試験機器が分離される構造であって、受信増幅部又は送信増幅部に複数種類の組合せが想定される場合は、すべての組合せで測定する。
イ 試験機器のきょう体が分離される構造であって、同軸ケーブル又は光ファイバーで接続される場合であって、工事設計書に記載されるケーブル長が範囲で記載されている場合は、最短と最長の組合せで試験を行う。
- (2) 入力試験信号

入力試験信号として用いる信号発生器は、無変調キャリア及びIntegrated Services Digital Broadcasting-Terrestrial信号（以下この表において「ISDB-T信号」という。）による変調を行った信号を出力できるものであることとする。

6 予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、各試験項目を測定する。

7 測定器の精度と較正

測定用スペクトル分析器はデジタルストレージ型とする。ただし、FFT方式を用いるものであっても、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）及びビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の条件」の設定ができるものは使用することができる。

8 その他

本試験方法は、次の機能や動作条件が設定できるものに適用する。

(1) 必要とされる試験機器の試験用動作モード

ア 強制送信制御（連続送信状態）

イ 強制受信制御（連続受信状態）

(2) 本試験方法は内蔵又は付加装置により試験周波数に設定する機能を有する機器に適用する。

(3) 試験機器に備える試験用端子

ア アンテナ端子

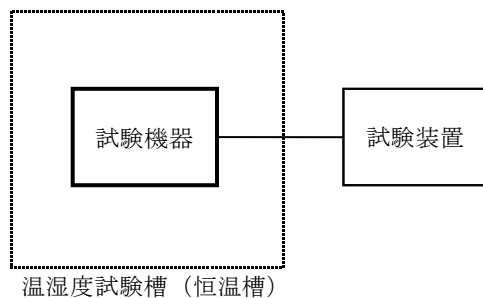
イ 動作モード制御端子

(4) その他

試験機器の擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωとする。ただし、試験機器が75Ωの特性インピーダンスの場合は、インピーダンス変換器を用いる。

二 温湿度試験

1 測定系統図



2 試験機器の状態

(1) 3(1)ア、(2)ア又は(3)アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置している場合は、試験機器を非動作状態とする。

(2) 3(1)イ、(2)イ又は(3)イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

(1) 低温試験

ア 温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（0℃、-10℃又は-20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）かつ常湿に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項2(2)の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 三の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

(2) 高温試験

ア 温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）かつ常湿に設定する。

- イ この状態で1時間放置する。
- ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項2(2)の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
- エ 三の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

(3) 湿度試験

- ア 温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、相対湿度95%又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。
- イ この状態で4時間放置する。
- ウ イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項2(2)の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
- エ 三の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

4 その他

- (1) 使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ、他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。
- (2) 常温、常湿の範囲を超える場合であっても、3(1)から(3)までで示す温度又は湿度に該当しない場合は、温湿度試験を省略することができる。
- (3) 本試験は、入出力の信号で周波数が変化しない以下の方式には適用しない。
 - ア R F信号を増幅器等のみで中継し周波数変換をしない方式を用いる無線設備
 - イ R F信号をI F信号に変換し帯域制限等を行った後、再度R F信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し同一周波数に戻す方式を用いる無線設備
 - ウ 中継する信号をデジタル信号処理を行う場合であっても、これらの信号処理において入力周波数に対し出力の周波数が変動しない方式を用いる無線設備

三 周波数の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件

- (1) 周波数計としては、周波数カウンタ又は理想的信号と受信信号との相関値から計算により周波数を求める装置（以下この表において「波形解析器」という。）を使用する。
- (2) 周波数計の測定精度は、設備規則に規定する許容値の1/10以下とする。
- (3) 信号発生器を試験周波数に設定し、無変調の連続波として、規定の入力レベルを試験機器に加える。

3 試験機器の状態

試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。

4 測定操作手順

- (1) 試験機器の周波数を測定する。
- (2) 入力と出力の割当周波数を変換する試験機器の場合は、全ての入出力周波数の組合せのうち、入力周波数の上限、中間及び下限の3波に対して、それぞれ出力周波数の上限、中間及び下限において測定する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 試験結果の記載方法

- (1) 測定値をMHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差をkHz単位で+又は-の符号を付けて記載する。
- (2) 単一周波数ネットワーク（以下この表において「SFN」という。）の場合は、測定値の割当周波数に対する偏差をHz単位で+又は-の符号をつけて記載する。
- (3) 入力と出力の割当周波数を変換する機能を有する試験機器の場合は、全ての入出力周波数の

組合せを記載するとともに、設備規則に規定する規定値に対して最も近い値を、kHz単位で+又は-の符号を付けて記載する。

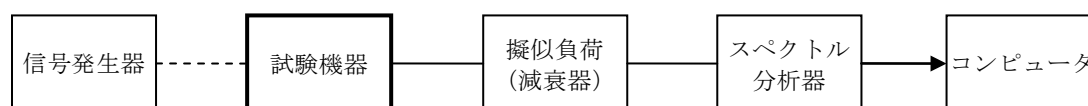
- (4) 入力と出力の割当周波数を変換する機能を有する試験機器であって、入力と出力の割当周波数を変換しない周波数と変換する周波数が混在する場合は、すべてのチャンネルに対し、割当周波数の変換の範囲等を記載する。
- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。
- (6) 工事設計書に記載された、SFNを構成する地上基幹放送局の数を記載する。

6 その他

- (1) 複数の空中線端子を有する場合であっても、次の試験機器の測定を行う場合は、一の代表的な空中線端子の測定結果を測定値とすることができる。
 - ア RF信号を増幅器等のみで中継し周波数変換をしない試験機器
 - イ RF信号をIF信号に変換し帯域制限等を行った後、再度RF信号に戻す方式で、共通の局部発振器を使用し、同一周波数に戻す試験機器
- (2) 無変調波を連続送信できない試験機器の場合、信号発生器からISDB-T信号を入力し、周波数計として波形解析器を用いることができる。
- (3) SFNの場合は、試験機器単体の周波数許容偏差は、SFNを構成する地上基幹放送局の数で除した値とする。

四 占有周波数帯幅

1 測定系統図



2 測定器の条件

- (1) 信号発生器は試験周波数に設定し、ISDB-T信号により占有周波数帯幅が最大となる状態に変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。
- (2) スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	20MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より30dB以上高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド (波形の変動がなくなるまで)

- (3) RMS検波機能を有するスペクトル分析器の設定は、次のようにする。

中心周波数	4に示す周波数
掃引周波数幅	20MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音より30dB以上高いこと
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	RMS
表示モード	RMS平均表示 (波形の変動がなくなるまで)

3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び連続送信できる状態にする。
- (2) 試験機器の出力レベル調整できるものにあつては、出力が最大となるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器を2(2)のように設定する。ただし、RMS検波機能及び掃引ごとの測定値をRMS平均表示できる機能を有する場合は、2(3)のように設定する。
- (2) 掃引を終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、dBm値を電力次元の真数に換算する。
- (3) 全データの電力総和を求め、「全電力」とする。
- (4) 最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」とする。
- (5) 最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」とする。
- (6) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 試験結果の記載方法

- (1) 「上限周波数」と「下限周波数」との差を求め、MHz単位で記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。

五 スプリアス発射又は不要発射の強度

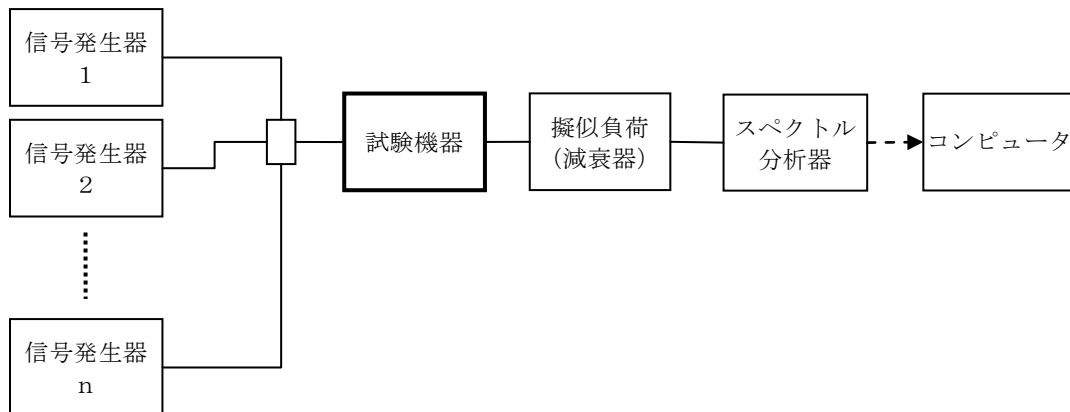
別表第一の測定方法による。ただし、試験結果の記載方法は次による。

試験結果の記載方法

- 1 測定したスプリアス発射及び不要発射電力が最大の1波を周波数とともに、 μW 単位で記載する。ただし、複数の点を記載する場合は、値の大きい順に周波数と共に記載する。
- 2 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において周波数ごとにおける総和を μW 単位で周波数とともに記載する。

六 スペクトルマスク

1 測定系統図



2 測定器の条件

- (1) 信号発生器1からnの設定は、一の項3(2)から(4)までによる。
- (2) 1波ごとに送信した状態の試験は、信号発生器1を用いる。
- (3) 信号発生器は、ISDB-T信号により占有周波数帯幅が最大となる状態で変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。
- (4) 搬送波周波数 $\pm 5\text{MHz}$ 内測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	4に示す周波数
掃引周波数幅	10MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド (波形の変動がなくなるまで)

(5) 搬送波周波数±15MHz内測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	4に示す周波数
掃引周波数幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド（波形の変動がなくなるまで）

(6) データ点数が5,000点以上を取得できるスペクトル分析器の場合の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	4に示す周波数
掃引周波数幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	300Hz
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	5,000点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド（波形の変動がなくなるまで）

(7) データ点数が5,000点以上を取得できるRMS検波機能を有するスペクトル分析器の場合の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	4に示す周波数
掃引周波数幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	5,000点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	RMS
表示モード	RMS平均表示（波形の変動がなくなるまで）

3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 試験機器の出力レベルが調整できるものにあつては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

(1) スペクトル分析器を2(4)及び(5)のように設定する。ただし、データ点数が5,000点以上を取得できるスペクトル分析器の場合は2(6)のように、データ点数が5,000点以上を取得できるRMS検波機能を有するスペクトル分析器の場合は2(7)のように設定する。

(2) 搬送波電力の測定

ア スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。

イ スペクトル分析器を掃引して、搬送波周波数±3MHz内のデータ点数の値をコンピュータの配列変数に取り込み、全データについてdB値を電力次元の真数に換算する。

ウ 全データの電力総和を次式により求め、その値をdBm値に換算して搬送波振幅電力 P_C とする。

$$P_C = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R B W \times n}$$

P_C : 搬送波周波数±3MHz幅内の電力総和の測定値 (W)

- E_i : 1 サンプルの測定値 (W)
- S_w : 掃引周波数幅 (MHz)
- R B W : 分解能帯域幅 (MHz)
- n : 搬送周波数幅内のサンプル点数

(3) 1 チャンネル送信状態の試験

- ア スペクトル分析器の中心周波数は、試験を行うチャンネルの周波数とする。
- イ スペクトル分析器を 2 (4) のように設定して搬送波周波数 ± 5 MHz 内の周波数について掃引し、搬送波周波数からの差が異なる帯域ごとに最大の値を求め P_b とする。さらに搬送波の周波数からの差が ± 2.79 MHz、 ± 2.86 MHz、 ± 3.00 MHz 及び ± 4.36 MHz の周波数についても測定する。
- ウ 平均電力からの減衰量を次式で求める。
平均電力からの減衰量 = $P_b - P_c$
- エ スペクトル分析器を 2 (5) のように設定して搬送波周波数 ± 15 MHz 内の周波数について掃引し、搬送波周波数から ± 4.36 MHz から 15 MHz までの周波数の帯域において最大の値を求め P_b' とする。
- オ ウと同様に平均電力からの減衰量を求める。
- カ スペクトル分析器を 2 (6) 又は (7) のように設定して測定する場合は、搬送波周波数 ± 15 MHz の範囲を掃引して測定する。

(4) 複数チャンネル送信状態の試験

- ア 最大中継可能な全周波数を送信した状態の試験の場合、スペクトル分析器の中心周波数は送信周波数帯域内において最大のチャンネル数に 1 を加えた数の連続する配置としたうち最も低いチャンネルの周波数及び最も高いチャンネルの周波数として測定する。
 - イ アに加え、送信しないチャンネルに隣接する両側のチャンネルの周波数として測定する。
- (5) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 試験結果の記載方法

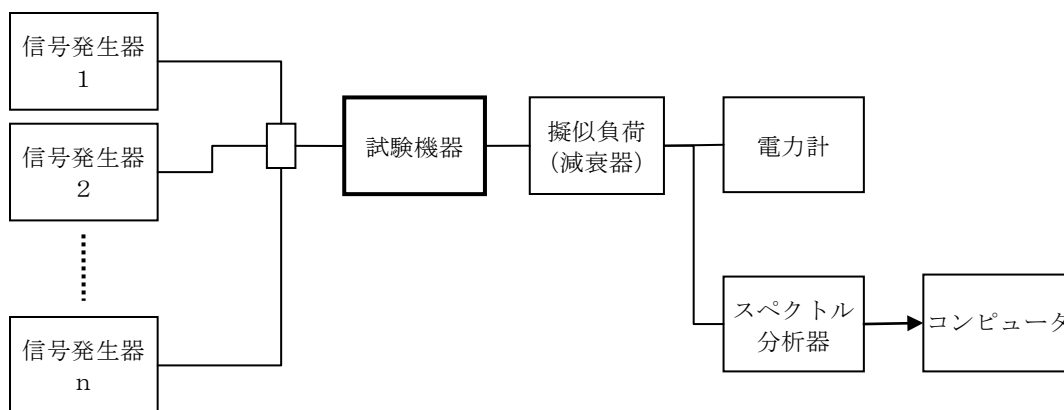
- (1) 搬送波の周波数からの差が ± 2.79 MHz、 ± 2.86 MHz、 ± 3.00 MHz、 ± 4.36 MHz 及び ± 15 MHz における平均電力からの減衰量並びに 6 (3) に規定する帯域ごとにおける平均電力からの減衰量の許容値に対し、最も近い周波数及び平均電力からの減衰量を dB 単位で記載し、設備規則に規定する許容値を併せて記載する。
- (2) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値を記載する。

6 その他

- (1) 2 (1) 及び (2) において、同時中継するチャンネル周波数が固定されている試験機器の場合は、同時に送信できる全てのチャンネルを送信状態にして試験を実施する。この場合において、2 (5)、(6)、(7) 又は (8) の中心周波数は、隣接チャンネル間を除く同時に中継する全チャンネル周波数とする。
- (2) 3 (2) において、利得を低下させる機能を有する試験機器にあつては、最大利得状態の試験を行う場合において、送信出力最大ではなく利得が最大となる状態に設定する。
- (3) 5 (1) において「帯域ごとに」と規定するものは、次のアからエまでの帯域とする。
 - ア 搬送波の周波数からの差が ± 2.79 MHz から ± 2.86 MHz まで
 - イ 搬送波の周波数からの差が ± 2.86 MHz から ± 3.00 MHz まで
 - ウ 搬送波の周波数からの差が ± 3.00 MHz から ± 4.36 MHz まで
 - エ 搬送波の周波数からの差が ± 4.36 MHz から ± 15 MHz まで
- (4) 複数波同時増幅を行う無線設備の隣接チャンネル間については、搬送波の周波数からの差が 2.79 MHz から 3.00 MHz までの範囲について測定する。

七 空中線電力の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件

- (1) チャンネル周波数ごとに独立した送信出力制御及び利得制御が行われている試験機器の場合は、信号発生器1から1チャンネルの信号のみを加える。
- (2) チャンネル周波数ごとに独立した送信出力制御及び利得制御が行われていない試験機器の場合は、信号発生器1から1チャンネルの信号のみを加えるもののほかに、信号発生器1からnまでは各割当周波数に設定し、送信周波数帯域内の上限、中間及び下限の周波数において最大9波の連続した信号を加える。ただし、運用状態における最大中継可能な全周波数が8波以下の場合は、最大中継可能なチャンネル数とする。
- (3) 信号発生器は、ISDB-T信号により変調をかけ、規定の入力レベルに設定する。
- (4) 電力計は、熱電対若しくはサーミスタによる熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

- (5) 搬送波電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	4に示す周波数
掃引周波数幅	10MHz (注1)、(注2)
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	30kHz (注2)
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル (注2)
表示モード	RMS平均表示 (波形の変動がなくなるまで) (注2)

注1 一掃引でデータ点数が5,000点以上のスペクトル分析器の設定は、次のように設定する。

掃引周波数帯幅	30MHz
---------	-------

注2 一掃引でデータ点数が5,000点以上のスペクトル分析器であってRMS検波機能を有するスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数帯幅	30MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
検波モード	RMS
表示モード	RMS平均表示

3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数を連続受信及び送信できる状態にする。
- (2) 試験機器の出力レベルを調整できるものにあつては、出力が最大になるように設定する。

4 測定操作手順

- (1) 1チャンネル送信状態の搬送波電力の測定

ア 信号発生器を2(1)のように設定し、入力信号のレベルを規定の入力レベルから順次増加していき、出力の平均電力 P_{C1} を電力計で測定する。この場合において、入力信号のレベルの増加は、出力電力が十分飽和するまで続ける。

- イ チャンネル周波数ごとに独立した送信出力制御及び利得制御が行われていない試験設備の場合は、信号発生器を2(1)のように設定する。
- ウ スペクトル分析器を2(5)のように設定し、スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数とする。
- エ スペクトル分析器を掃引して、搬送波周波数±3MHz内のデータ点の値をコンピュータの配列変数に取り込み、そのデータのdB値を電力次元の真数に換算する。
- オ 全データの電力総和を次式で求め、その値を搬送波振幅 P_{S1} とする。

$$P_{S1} = \left(\sum_{i=1}^n E_i \right) \times \frac{S_w}{R B W \times n}$$

- P_{S1} : 搬送波周波数±3MHz幅内の電力総和の測定値(W)
- E_i : 1 サンプルの測定値(W)
- S_w : 掃引周波数幅 (MHz)
- R B W : 分解能帯域幅 (MHz)
- n : 搬送周波数幅内のサンプル点数

(2) 複数チャンネル送信状態の搬送波電力の測定

ア チャンネル周波数ごとに独立した送信出力制御及び利得制御が行われていない試験機器の場合は、信号発生器を2(2)とする。

イ (1)ウからオまでと同様に求めた搬送波周波数±3MHz内の電力総和を搬送波振幅 P_{Sn} とする。

ウ 複数チャンネル送信状態の電力 P_{Cn} を次式で求める。

$$P_{Cn} = P_{C1} \times (P_{Sn} / P_{C1})$$

5 測定結果の記載方法

(1) 空中線電力が飽和したときの最大の平均電力の絶対値をmW単位で、工事設計書に記載される空中線電力に対する偏差を%単位で+又は-の符号を付けて記載する。この場合において、空中線電力が飽和していることを示すデータを添付する。

(2) 複数チャンネル送信状態の空中線電力を測定した場合は、(1)と同様に記載する。

(3) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子で測定値を真数で加算して記載する。

6 その他

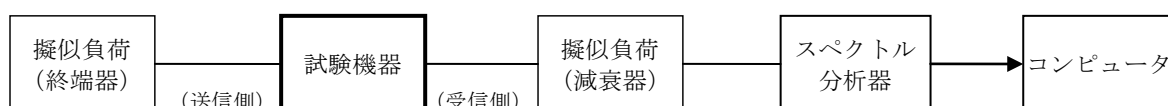
(1) 2(2)において、同時に中継するチャンネル周波数が固定されている試験機器の場合は、同時送信できるすべてのチャンネルを送信状態にできるように信号発生器の信号を加えて測定を行う。

(2) 空中線電力が飽和していることを示すデータは、空中線電力が最大となる入力レベル時の測定データに加えて、その前後の入力レベルでの測定データを含む。

(3) 複数の空中線を用いる場合の空中線電力は、個々の空中線電力の値を加算する。

八 副次的に発する電波等の限度

1 測定系統図



2 測定器の条件

(1) 副次的に発する電波等の限度 (以下この表において「副次発射」という。) 探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	30MHzから4GHz
分解能帯域幅	副次発射周波数1,000MHz未満の場合、100kHz
	副次発射周波数1,000MHz以上の場合、1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度

掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

(2) 副次発射測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	副次発射周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	副次発射周波数1,000MHz未満の場合、100kHz 副次発射周波数1,000MHz以上の場合、1 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の約3倍
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 試験機器の状態

試験周波数を連続受信する状態に設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器を2(1)のように設定して掃引し、30MHzから1GHzまで及び1GHzから4GHzまで掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。
- (2) 探索した値が設備規則に規定する許容値の1/10以下の場合、探索した値を測定値とする。
- (3) 探索した値が設備規則に規定する許容値の1/10を超える場合は、副次発射の周波数を求め、スペクトル分析器を2(2)のように設定し、平均化処理を行ってバースト内平均電力を測定する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5 試験結果の記載方法

- (1) 設備規則に規定する許容値の1/10以下の場合、最大の1波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。
- (2) 設備規則に規定する許容値の1/10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。
- (3) 複数の空中線端子を有する場合であって、それぞれの空中線端子の測定値の総和を求め、その値が設備規則の規定値を同時に電波を発射する空中線の数（以下この表において「空中線の数」という。）で除した値の1/10以下の場合、最大の1波を周波数とともにnW又はpW単位で記載し、かつ、それぞれの空中線端子ごとに最大の1波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。
- (4) 複数の空中線端子を有する場合であって、それぞれの空中線端子の測定値の総和を求め、その値が設備規則に規定する許容値を空中線の数で除した値の1/10を超える場合は、すべての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載するとともに、それぞれの空中線端子ごと最大の1波を周波数とともにnW単位で記載する。

6 その他

- (1) 擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。ただし、試験機器が75Ωの場合はインピーダンス変換器を用いる。
- (2) スペクトル分析器のY軸スケールの絶対値を高周波電力計及び信号発生器を使用して確認する。
- (3) スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「RMS」を用いることができる。